

鳥取市立病院入院セット提供業務 仕様書

1. 業務目的

入院患者が必要とする生活用品を適切な方法により提供することで、入院患者及びその家族等の負担を軽減することを目的とする。

2. 業務名称

鳥取市立病院入院セット提供業務

3. 業務履行場所

鳥取県鳥取市の場 1 丁目 1 番地

4. 病院概要

(1) 病床数 340床

(2) 診療科 23科

(3) 業務期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

5. 利用説明場所（以下「受付ブース」という。）

(1) 場所

鳥取市立病院内売店

(2) 運営時間

鳥取市立病院内売店の営業時間に準ずる

(3) 管理会社

東京都港区芝浦三丁目1番21号

株式会社ファミリーマート

(4) その他

運営時間等は、当院担当者、売店管理会社及び受託者協議のうえ定めるものとする。

売店管理会社に変更になった場合も、円滑に業務を履行できる体制を構築すること。

6. 業務実施場所

業務実施場所として次の場所を予定しているが、具体的な場所など詳細は当院担当者と受託者の協議によるものとする。

業務実施場所：各病棟（7ヶ所）、地下リネン庫 計16.92㎡

(1) 行政財産使用料

業務実施場所については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号

及び鳥取市立病院行政財産使用に関する規程(平成26年4月1日鳥取市病院事業管理規程第5号)第3条の規定に基づくものとし、受託者は使用許可の申請を行い、行政財産使用料を支払うこと。

(2) その他

業務実施場所の改修及び原状回復にかかる経費や業務上必要となる備品類は、受託者が準備すること。

7. 業務内容の詳細

(1) 物品の構成

- ・最低限、次の品目を含み、衛生面に十分配慮したものであること。なお、衣類、タオル類については、洗濯を含むこと。
- ・契約期間内でのサービスの見直しや変更に対応できること。
- ・日々の利用者の状態にあわせ次の基本セットにより構成された複数の入院セットを準備すること。

①基本セット

ア 衣類

ガウン(S/M/L/LL)、甚平上下(S/M/L/LL)、介護ねまき(S/M/L/LL)
マタニティ(S/M/L)、小児用病衣(S/M/L)

イ タオル類

バスタオル、フェイスタオル、ディスポおしぼり

ウ オムツ類

大人用紙おむつ(テープ式・パンツ式)、尿取りパッド(昼用・夜用)

※利用者の状況により、リハビリ用パンツへの変更について対応できること。

※メーカーは、「大王製紙社アテント」を指定しているため対応できること。また、指定が変更された場合はそれに従うこと。

エ アメニティーセット

- ・歯ブラシ・歯磨き粉・入れ歯洗浄剤・入れ歯ケース・口腔ケアスポンジ・BOXティッシュ
- ・カラーコップ・巾着袋・ウェットティッシュ・ヘアブラシ・ティスポスプーン・割りばし
- ・ディスポフォーク・食事用エプロン(ディスポ)・ストロー・口腔ケアジェル

「指定商品」

歯ブラシ：タフト 24 歯ブラシ S

歯磨き粉：クリニカ歯磨き粉ハミガキマイルドミント 30g(JAN:4903301182900)

口腔ジェル：MA-T アウスクリンジェル 60mg(JAN:4901080149817)

オ ペットボトル飲料

ほうじ茶 280ml 1 日当たり 3 本

※ペットボトルのゴミは適宜回収すること。

カ 付添寝具

- ・寝台・かけ布団・敷布団・枕・シーツ

(2) 入院セット等の構成

①病衣セット（上限日額：350円税別）

ア 衣類 + イ タオル類 + エ アメニティーセット

②タオルセット（上限日額：250円税別）

イ タオル類 + エ アメニティーセット

③病衣のみ（上限日額：160円税別）

ア 衣類

④オムツセット

ウ オムツ類

※ 利用状況（利用商品、枚数等）に従い、適切なプランを複数提案すること

プランA（上限日額：420円税別）

・ 1日中おむつを着用し、定期的に尿とりパッドを交換される方向け

プランB（上限日額：250円税別）

・ リハビリパンツ着用など、比較的少ない頻度で交換される方向け

※ ④オムツセットのみの利用にも対応できること。

⑤付添寝具オプション（上限額：2,200円税別/回）

カ 付添寝具

⑥飲料オプション（上限日額：250円税別）

オ ペットボトル飲料

(3) 洗濯業務

リネン類の洗濯業務に関しては、医療関連サービスマークを保有している受託事業者が行うこと。

8. 料金設定、契約および請求

(1) 提供料金は、入院セット名ごとに個別に日額を設定すること。

(2) 利用に際しては、利用者と受託業者が契約を行い、月単位にて利用者に対して直接受託業者が提供料金をすみやかに請求すること。

9. 業務の実施体制

利用者の利便性を確保するため、随時の受付・提供が可能で、利用者にとって利用しやすい方法を提案すること。また、当院職員の負担を軽減するという視点を踏まえて提案すること。

(1) 入院セット受付ブースの設置

- ・ 机、椅子、間仕切りを含む、受付ブースに必要な物品については、受託者が準備すること。
- ・ 電話やLAN回線を必要とする場合は、当該設置工事の費用について受託者が負担すること。

(2) 利用案内と契約

- ・ 入院セットの利用案内については、受付ブースをおいて利用者に対して説明資料を用いてわかりやすく行うこと。

- ・利用者の契約手続きについては、受託者の責任で行うこと。
- ・受託者は利用契約書および申込管理用の電子機器等を施設内に用意し、随時反映、確認を行うこと。
また申込状況の整理及び情報共有にあたっては申込みプランの変更及び病棟間の転棟、利用情報を関連部署及び契約者へ共有できる仕組みを用意すること。

(3) 利用者への物品提供は当院職員が行うものとする。

(4) 使用物品の回収

- ・原則として使用物品の回収はすべて受託者が行うこと。
- ・病棟ごとに当院が指定する場所へ回収ボックス等を設けること。
- ・当院看護職員が利用者の病衣を交換し、病棟内の所定の場所へ集積した使用済の病衣についても受託者が回収すること。
- ・回収ボックス等を含む、回収に必要な物品については受託者が準備すること。

(5) 納品在庫管理

- ・受託者は各物品の在庫管理を随時行い、欠品等が生じないようにすること。また、棚卸についても、受託者が責任をもって行うこと。
- ・各物品の納品は解錠時間内とし、受領に当たっては受託者が検品を行い、汚染・破損等の物品を利用者へ提供することのないように十分留意すること。
- ・各物品納品時の車両駐車場は、当院担当職員が指定する場所とすること。

(6) 利用者への周知と苦情等の対応

- ・導入にあたっては、利用者への周知を十分に行い、円滑に導入できるよう配慮すること。
- ・実施体制を明確にするとともに、利用者からの苦情・問い合わせには、適切に対応すること。
- ・受託者は利用者からの問い合わせに対して誠意を持って対応すること。また、そのために専用窓口（インターネット、コールセンター等）を設けること。

(7) 病院職員との連携

- ・運用開始前は、病院職員への説明会を実施し、円滑に事業が実施できるよう配慮すること。
- ・事業開始後は、病院職員からの要望を可能な限り反映する等、病院職員と連携を図りながら実施すること。
- ・利用状況について毎月報告すること。

10. 受託者の責務

(1) 事故の防止

受託者は、委託業務の遂行に必要な安全管理と事故防止に努めること。

また業務にあたり、機器、器具等の日常点検を行い、取扱に当たっては十分に注意の上操作し、事故を未然に防止しなければならない。

(2) 事故報告

受託者及び業務従事者は委託業務実施において異常を認めた場合、直ちに監督者に通報しなければならない。

(3) 損害賠償責任

受託者は、その責に帰すべき事由によって委託業務実施に関して、病院または第三者に損害を与えたときはこれを賠償しなければならない。

(4) 業務期間中の服装等

受託者は、業務従事者に業務遂行に当たり事前に病院側の了承を得た適切な服装及び名札を着用させなければいけない。被服、名札等は受託者の負担とする。

(5) 業務従事者の指導

受託者は、業務従事者に対して、業務を遂行する上で必要な研修を行わなければならない。受託者は業務従事者に行った研修・教育に関する報告をすること。また契約締結後、業務従事者に対する研修スケジュールを作成し、委託者に提出すること。

(6) 健康診断の実施

受託者は、業務従事者の健康管理に努め、労働安全衛生法に基づき、年1回以上業務従事者の健康診断を実施し必要な予防接種を行うこと。なお、その費用は受託者の負担とする（麻疹、水痘、風疹、ムンプス、B型肝炎の抗体検査及び抗体獲得を推奨する）

(7) 受託者は、業務上知りえた情報及び鳥取市立病院の患者及び職員に関する個人情報について、これらを第三者に漏らし又は他の目的に利用してはならない。このことは契約終了後及び契約解除後においても同様とする。

(8) 受託者は、病院が実施する教育・研修会に参加すること。また、要請があれば院内各委員会に参加すること。

(9) 通勤に自動車を使用する場合は、当院の許可を得て、指定された駐車場を使用し、駐車料金を支払うこと。

(10) 受託者は震災及び風数災害等の緊急時に備え、工場及び倉庫に1ヶ月程度の在庫を保有し、有事の際にも委託業務を滞りなく遂行しなければならない。

1 1. 費用負担

(1) 行政財産使用料は受託者、光熱費は委託者が負担する。

1 2. その他

本仕様書は業務に当たって基本事項を定めたものであり、業務の詳細は後に作成する、鳥取市立病院入院セット提供業務委託特記仕様書及び契約書によって定めるものとし、その他業務の遂行に関して疑義が生じた場合は、双方協議の上定めるものとする。